

奈良市の情報公開制度の見直しについての意見募集の結果報告

奈良市情報公開審査会は、今回の条例見直しに対する意見募集を平成23年12月1日から同月28日までの間、行いました。寄せられたご意見の概要と寄せられたご意見についての審査会の考え方を、次のとおり示します。

なお、寄せられたご意見は、取りまとめの便宜上、概要となっています。

1 ご意見の提出状況

- (1) ご意見の提出件数 2件
 (2) ご意見の提出方法

直接持参	0件
郵送	0件
ファクシミリ	0件
Eメール	2件

2 ご意見の概要及び審査会の考え方

ご意見の概要	審査会の考え方
<p>(条例第5条第2項について) 条例改正案に反対 調査報道などの公権力の監視活動において、大量の行政文書の検証が必要。市民の公費監視活動も同様。条例改正案の濫用防止規定により、新聞記者、フリージャーナリスト、悪意のない一般の大量請求者が不当に排除される恐れが今後ないとは言い切れない。こうした威圧的な規定により、一般の市民が大量請求することに委縮し、権利の行使をためらうことになることを懸念する。</p> <p>条例に権利の濫用禁止を明文化することは反対 要項等で権利の濫用に該当する行為や対応を具体的に定める方が良い。</p>	<p>情報公開制度の存在意義は、市政に対する市民の理解と信頼を確保するため、開示請求があった場合、情報公開総合窓口である文書法制課のみならず、全ての実施機関は、市民の知る権利を徒に制約することのないよう真摯に受け止め対応するものだと考えています。</p> <p>ただし、市民の知る権利は無制限なものではなく、その権利を正当に行使する責務があります。今回条例を改正しようとする目的は、逸脱した権利行使を主張される、明らかに権利の濫用に該当する開示請求を制約する改正であり、その運用に当たっては、実施機関が恣意的に権利濫用条項を適用しないようにするため、判断基準を明確にすべきと考えています。</p> <p>要項等で具体的に判断基準を定め、実施機関が恣意的に権利濫用条項を適用しないようにしていくべきだと考えます。</p>

<p>(条例第5条第3項について)</p> <p>「拒否することができる」という文言は、市には公開の責務があることから、不適切である。権利を保障した条例で、ことさら権利の濫用禁止をうたうことはそぐわない。</p>	<p>実施機関による実際の職務遂行が具体的に困難であると判断される特殊な事例のように、権利の濫用と明らかに判断されるケースに限定し、適用することを考えています。単に大量であるからという理由での却下及びその後の請求権を拒否するものではありません。</p>
<p>他の意見</p> <p>市の公務全体において悪意のある権利の濫用を精査し、行政費用の観点から対応を検討するのはよいが、情報公開制度における請求者だけを狙い撃ちにしているか、疑問が残ります。</p>	<p>今回の改正の目的は、逸脱した開示請求を排除するものであり、特定の請求者だけを狙い撃ちしようとするものではありません。</p>